

緊急
開催

事業承継問題に関わる専門家必聴!!

事業承継税制の大改正

～その概要と実務への影響～

平成30年 1月29日月



会場 TAP高田馬場

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

時間 14:00-17:00 (受付開始13:30)

受講料 25,000円 (資料代・税込み)

定員 60名様限定

各会員割引あり

講師紹介



ベース法律事務所
弁護士

伊藤 良太 氏

昭和59年 岐阜県生まれ
平成19年 早稲田大学法学部 卒業
平成22年 早稲田大学大学院法務研究科 修了
同 年 司法試験 合格
平成23年 最高裁判所司法研修所 修了(新第64期)
平成24年 弁護士登録(ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事)
平成27年 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 採用(課長補佐)
(事業承継関連施策を担当し、事業承継ガイドライン執筆、
事業承継税制(平成29年度税制改正)の立案・執行、予算事業等に従事)
平成29年 ベース法律事務所 設立(第二東京弁護士会所属)



税理士法人タクトコンサルティング
代表社員 税理士

玉越 賢治 氏

関西大学経済学部卒業。商工中金、リクルートを経て、
平成6年 株式会社タクトコンサルティング 入社
同 年 税理士登録
平成15年 税理士法人タクトコンサルティング設立、代表社員就任
平成24年 株式会社タクトコンサルティング 代表取締役社長就任
相続・事業承継、資本政策、組織再編成、M & A、信託等、
資産税に関する実務に携わる。

≪主な役職≫

中小企業庁「事業承継検討会」及び「事業引継ぎ検討会」委員
日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員
東京商工会議所「税制委員会」及び「事業承継対策委員会」学識委員等を歴任

≪主な著書≫

「中小企業の事業承継 M & A活用の手引き」(共著:経済法令研究会)
「子会社管理の法務・税務」(共著:中央経済社)
「税理士なら知っておきたい相続の手続・税務・調査対応Q & A」(共著:中央経済社)
「ここまで知っておきたい相続・贈与の実務対策」(中央経済社)
「専門家のためのQ & A 経営承継円滑化法・事業承継税制徹底活用」(共著:ぎょうせい)

ごあんない

政府・与党は、中小企業の事業承継を支援するため2018年度から10年間の特例として、事業承継税制の抜本的な拡充を2018年度税制改正大綱に盛り込む方針を固めました。創設以来順次改正されてきたとは言え、これまでの事業承継税制では5年平均で8割の雇用維持が必要であったり、議決権株式の3分の2まで、かつ、相続税においては対象金額の80%までしか適用できず、中小企業経営者にとってはまだまだハードルが高い制度でした。今回の改正では、雇用要件の撤廃をはじめ、対象株式割合、対象者、相続税の猶予割合等全般にわたって大幅に緩和することが確実視されており、納税猶予制度を納税免除制度に衣替えすることも検討されています。そこで今回は、弁護士 伊藤良太氏(前中小企業庁財務課課長補佐)と、税理士 玉越賢治氏(税理士法人タクトコンサルティング代表社員)を迎え、新事業承継税制のポイントや旧制度と新制度の比較検討、新制度適用にあたっての留意点などについて講演をして頂きます。事業承継問題に関わる土業専門家にとって、必聴のセミナーです。

講座内容

- 1 事業承継税制の概要(旧制度)
- 2 事業承継税制改正の背景
- 3 平成30年度新制度の概要
- 4 旧制度と新制度の比較
- 5 新制度適用にあたっての留意点

※平成30年度税制改正大綱によっては、内容に変更があることをご了承下さい。

- (1) 雇用要件 (5年平均 80%維持)
- (2) 対象株式の割合の上限 (議決権株式の 2/3)
- (3) 対象者の拡大 (経営者から後継者のみ)
- (4) 相続税の猶予割合 (80%)
- (5) 納税猶予制度から納税免除制度へ
- (6) その他の事業承継支援施策

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡ TAP実務セミナー

検索

各会員割引 ※1 無 料 : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用

※2 30% off : 大阪定額制クラブ会員

※3 20% off : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員

